

社会福祉法人七戸町社会福祉協議会居宅介護支援事業所運営規程

(目的)

第1条 この規程は、介護保険関係法令に基づき開設する事業所「社会福祉法人七戸町社会福祉協議会」（以下「事業所」という。）について定めるものとする。また、この事業所が行う居宅介護支援の事業は、利用者が要介護状態となつた場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう援助することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 指定居宅介護支援における運営の方針は、厚生労働大臣が定める基準による基本取扱方針及び具体的な取扱方針に基づくものとする。

(事業所の名称及び所在地)

第3条 この事業所の名称及び所在地は、次の各号のとおりとする。

- 1) 名称 社会福祉法人七戸町社会福祉協議会
- 2) 所在地 青森県上北郡七戸町字立野頭139番地1

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 この事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は、次の各号のとおりとする。

- 1) 管理者 1名（介護支援専門員と兼務）
管理者は、従事者及び業務の管理を一元的に行うとともに、この事業所の従業者に対し、指定居宅介護支援の実施に当たり、法令等において規定されている事項を遵守させるために必要な指揮命令を行う。
- 2) 主任介護支援専門員1名・介護支援専門員4名（うち1名は管理者と兼務）
主任介護支援専門員・介護支援専門員は、利用者の依頼を受けて、居宅サービス計画を作成するとともに、指定居宅サービス事業者との連絡調整、必要時の介護保険施設への紹介等を行う。
- 3) 事務職員 1名
事務職員は、指定居宅介護支援の実施に当つて必要な事務を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 この事業所の営業日及び営業時間は、次の各号のとおりとする。

- 1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日及び12月29日から1月3日までの除く。
- 2) 営業時間 午前8時から午後5時までとする。

(指定居宅介護支援の提供方法及び内容)

第6条 この事業所が行う指定居宅介護支援の提供方法及び内容は、次の各号のとおりとする。

- 1) 利用者の相談を受ける場所 第3条に規定する事業所内の相談室及び利用者の居宅
- 2) 使用する課題分析票の種類 全国社会福祉協議会方式
- 3) サービス担当者会議の開催場所 第3条に規定する事業所内若しくは関係居宅サービス事業所又は利用者の居宅
- 4) 介護支援専門員の居宅訪問頻度 月1回以上

(利用料その他の費用の額)

第7条 指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定居宅介護支援が法定代理受領サービスであるときは、契約者の負担は無しとする。

- 2) 第8条に定める通常の事業の実施地域を越えて行う事業に要する交通費は、契約者からその実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、第8条に定める地域とそれ以外の地域との境界から訪問先を経由して境界に入るまでの距離（端数切捨）に、37円を乗じた額を徴収する。
- 3) 第2項の交通費の支払を受けるに当たつては、あらかじめ、契約者に対してその額等に関して説明を行い、同意を得るものとする。
- 4) 第1項に定める利用料の額に、中山間地域等に居住する者にサービス提供した場合の加算を加算するときは、第2項に定める実費を徴収しないものとする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、青森県上北郡七戸町全域とする。

(虐待防止に関する事項)

第9条 事業所は、利用者的人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- 1) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
 - 2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
 - 3) その他虐待防止のために必要な措置
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(運営に関する重要事項)

第10条 指定居宅介護支援の提供に当たる従業者の資質の向上のために、次の各号のとおり研修の機会を設けるものとする。

- 1) 採用時研修 採用後1月以内
 - 2) 繼続研修 年1回以上
- 2 従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族等の秘密を漏らしてはならない。
- 3 従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族等の秘密を漏らすことがないよう、従業者でなくなった後においてもこれらの者の秘密を保持するべき旨を従業者との雇用契約の内容とする。

(雑則)

第11条 この規程に定める事項のほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

この規程の施行により、平成17年4月1日制定の社会福祉法人七戸町社会福祉協議会居宅介護支援事業運営規程は、廃止する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年9月1日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年12月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年11月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年1月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年2月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年8月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年12月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年8月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年9月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年1月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年2月10日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年11月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和7年2月1日から施行する。